

令和5年第4回玉城町議会定例会会議録（第1号）

- 1 招集年月日 令和5年9月5日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和5年9月5日（火）（午前9時00分）
- 4 出席議員 (12名)

1番 福田 泰生	2番 渡邊 昌行	4番 井上 容子
5番 前川さおり	6番 山路 善己	7番 中西 友子
8番 北 守	9番 坪井 信義	10番 山口 和宏
11番 奥川 直人	12番 風口 尚	13番 小林 豊
- 5 欠席議員 3番 谷口 和也

- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副 町 長 田間 宏紀	教 育 長 中西 章
会計管理者 真砂 浩行	総務政策課長 中村 元紀	税務住民課長 山下 健一
保健福祉課長 見並 智俊	産業振興課長 里中 和樹	建 設 課 長 平生 公一
教育事務局長 梅前 宏文	上下水道課長 山本 陽二	病院老健事務局長 竹郷 哲也
地域づくり推進室 中川 泰成	防災対策室長 内山 治久	生活環境室長 山口 成人
地域共生室長 中西扶美代	監 査 委 員 大西 栄	
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 中西 豊	同 書 記 福井希美枝	同 書 記 中山 元太
-------------	-------------	-------------
- 8 日 程
 - 第 1. 会議録署名議員の指名

1番 福田 泰生 君
2番 渡邊 昌行 君
 - 第 2. 会期の決定 11 日間
 - 第 3. 諸般の報告

報告第 7号 玉城町財務書類の概要（令和3年度決算）
報告第 8号 令和4年度玉城町一般会計・特別会計決算審査意見書
報告第 9号 令和4年度玉城町公営企業会計決算審査意見書
報告第10号 令和4年度決算に基づく財政健全化比率審査意見書及び令和4年度決算に基づく資金不足比率審査意見書
報告第11号 例月出納検査結果報告書（令和5年5月分～7月分）
 - 第 4. 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 第 5. 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度玉城町一般会計補正予算（第4号））

- 第 6. 議案第45号 令和4年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7. 議案第46号 令和4年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8. 議案第47号 令和4年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第48号 令和4年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10. 議案第49号 令和4年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11. 議案第50号 令和4年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12. 議案第51号 令和4年度玉城町病院事業会計決算の認定について
- 第13. 議案第52号 令和4年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第14. 議案第53号 令和4年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について
- 第15. 議案第54号 令和4年度玉城町下水道事業会計決算の認定について
- 第16. 議案第55号 町税条例の一部改正について
- 第17. 議案第56号 令和5年度玉城町一般会計補正予算（第5号）
- 第18. 議案第57号 令和5年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第19. 議案第58号 令和5年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）
- 第20. 議案第59号 令和5年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第21. 議案第60号 令和5年度玉城町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第22. 議案第61号 令和5年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）

(午前9時00分 開会)

◎開会の宣告

○議長（風口 尚） ただ今の出席議員数は12名で定足数に達しております。

よって、令和5年第4回玉城町議会定例会を開会いたします。

なお、本日の定例議会に3番 谷口和也議員から会期規則第2条の規定に基づき欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

ここで議案精査のため議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第1委員会室へご参集願います。

暫時休憩いたします。

(午前9時03分 休憩)

(午前9時11分 再開)

○議長（風口 尚） 再開いたします。

本日の議事のうち日程第23 請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願ないし日程第26 請願第4号 防災対策の充実を求める請願について、紹介議員である谷口和也議員が本日欠席であることから、議会運営委員会委員長より最終日の追加議案とする旨の答申がありましたので、答申のとおりとし、本日の議事日程から削除いたします。

ここで、議事日程差し替えのため暫時休憩いたします。

(午前9時12分 休憩)

(午前9時13分 再開)

○議長（風口 尚） 開会に当たり、町長から定例会招集の挨拶があります。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 令和5年第4回の玉城町議会定例会開会に当たりまして、挨拶を申し上げます。

町の近況報告をさせていただきました。挨拶と代えさせていただきますが、去る8月の5日には、4年ぶりになりましたが、お城広場での開催の夏祭りが会場あふれんばかりの人出で大変なにぎわいでした。開催に当たっていただきました商工会の皆さんに厚くお礼を申し上げる次第でございます。

また、最近特に町内小中高生が大変スポーツの面で活躍をしております。東海大会、全国大会に出場をしておるわけでありまして。特に全国大会で出場をいたしました玉城中学校陸上部の向原悠斗さんが全国で男子四種競技で4位に入賞したわけでありまして、また、一昨日のジュニアオリンピックの三重県予選におきましても大会新記録を出しまして優勝し、10月に開催されます全国大会に出場されるということでございます。

さらに、この暑い夏休み、子供たちが少しでも規則正しく生活を送っていただくために、特に玉城中学校の先生方が町内全小中学校の6年生を対象にいたしました早朝ランニングを実施をしていただきました。感謝を申し上げ、さらなる子供たちの活躍に皆さん方の協力をお願いするものでございます。

7月下旬から昨日にかけて小学校区ごとにまちづくり会議を計8回にわたって開催をいたしました。ご参加いただきました皆様に感謝を申し上げます。提案いただきました各地域の課題やテーマについて何らかの行動に移し、実現に向けて進めていきたいと考えております。地域のつながりの維持創出は一朝一夕には達成できるものではございませんけれども、地道に丁寧に対応していかなければならぬと考えておる次第でございます。

8月15日には台風7号の大雨によりまして宮川に洪水警報が発令され、下外城田の地域、玉城町では2回目になります避難指示を発令をさせていただきましたが、大きな被害はなかったものの、水害の多い時期でもございます。引き続き万全の備えをお願いを

していきたいと思っています。町ではメールやラインでの情報を受け取ることができる、すぐメールを提供をしております。この機会にぜひ登録をお願いをするものでございます。

最近、玉城町や近隣市町でも交通事故や特殊詐欺の件数が増えております。暮らしの安心・安全に関わる課題は、先般開催をいただきました中学生議会や塾からも提案をいただいております。実効性の高い事業については今議会でも補正対応をしたところがございます。住民の皆さんそれぞれが注意をさせていただいて、関心を持って行動をしていただきたいと思います。

なお、今期定例会は、議員の皆さん方にとって任期満了最終の議会となるわけでございます。今日まで玉城町政の推進のために格別のご理解とご支援を賜りましたことを厚くお礼を申し上げる次第でございます。町を取り巻く環境は大変早いスピードで大きく変化をしてきておるといのが現状でございます。しかし、玉城町といたしましても今後も持続して発展をしていく町でなければならぬと思っておるわけでございますので、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

今期定例会では、ご案内のとおり、諮問のほか決算の承認、条例改正、補正予算など18議案についてご審議を賜る予定でございます。どうぞよろしくようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

○議長（風口 尚） 現在はクールビズ実施期間中ですので、本定例会における上着の脱衣及び熱中症対策として適宜の水分摂取を許可いたします。

議員各位におかれましては、会議時間の短縮と円滑な議事運営にご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（風口 尚） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

1番 福田 泰生 議員 2番 渡邊 昌行 議員

の2名を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（風口 尚） 次に、日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月15日までの11日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月15日までの11日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先般配付いたしました会期日程案のとおりですので、ご了承願います。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（風口 尚） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

報告第7号 玉城町財務書類の概要（令和3年度決算）、報告第8号 令和4年度玉城町一般会計・特別会計決算審査意見書、報告第9号 令和4年度玉城町公営企業会計決算審査意見書、報告第10号 令和4年度決算に基づく財政健全化比率審査意見書及び令和4年度決算に基づく資金不足比率審査意見書、報告第11号 例月出納検査結果報告書（令和5年5月分ないし7月分）、以上の提出がありましたので、その写しをお配りしております。

また、健康保険証の存続を求める意見書採択を求める陳情書の提出がありましたので、机上配布といたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 諮問第2号

○議長（風口 尚） 次に、日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由を申し上げます。

人権に関する課題や問題が複雑化している今日、年々住民のニーズが多様化し、その内容も複雑化しております。人権意識は普及してまいりましたが、今なお自分の人権のみを主張し、他人の人権を顧みない風潮が見受けられます。

今回、本町の人権擁護委員として日頃から活躍いただいております前川嘉宏氏が令和5年12月31日に任期満了となりますが、引き続き同氏を人権擁護委員として選任と考え推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

なお、補足説明は省略いたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（風口 尚） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案については討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) ご異議なしと認めます。

これから諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり推薦することに同意の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(風口 尚) 起立全員であります。

したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第5 議案第44号

○議長(風口 尚) 次に、日程第5 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度玉城町一般会計補正予算(第4号))を議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長(辻村 修一) 議案第44号 令和5年度一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

環境省から二酸化炭素排出抑制対策事業補助金の交付決定を受けたため、自営線を活用した玉城町役場本庁舎周辺施設における地域再生エネの最大限導入と最大限活用によるBCP対応システム(太陽光、蓄電池)の導入検討事業を早急に開始する必要があります。これにより、直ちに一般会計予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしたものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(風口 尚) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、本案についての質疑を行います。発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(風口 尚) ありませんか。質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略します。

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度玉城町一般会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第6 議案第45号ないし議案54号

○議長（風口 尚） 次に、日程第6 議案第45号 令和4年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてないし日程第15 議案第54号 令和4年度玉城町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第45号 令和4年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

決算の概要につきましては、歳入総額76億2,231万167円に対し歳出総額は72億7,723万3,924円で、歳入歳出差引残額は3億4,507万6,243円となり、翌年度への繰越財源額を控除した実質収支額は2億2,788万2,393円となったところであります。

さて、決算における歳入の状況ですが、自主財源の根幹をなす町税は20億6,516万6,745円で、前年度対比2,925万4,897円増加、率にして1.44%の増加であります。

地方交付税は19億6,558万5,000円で、前年度対比5.23%増となりました。

ふるさと応援寄附金は2億41万9,500円となり、前年度対比7,779万9,500円の増加、率にして63.45%増となり、全国から多くの方々に玉城町を応援いただきました。この場を借りてお礼を申し上げます。

次に歳出の状況について、令和3年度から始まりました第6次総合計画の目標に合わせて説明申し上げます。

まず、「人と文化が育ち、愛着が感じられるまち」の主なものとして、保育所、児童館などの子育て施設の運営並びに子育て世帯への支援を行うとともに、村山記念館図書館の改装、田丸城址の石垣改修など施設の整備を進めました。

次に、「みんなが健康で、ともに支えあうまち」としては、健康づくりの推進、高齢者・障害者福祉の向上を図りつつ、新型コロナウイルス感染症対策を実施してまいりました。

次に「良好な環境の中で、安全に暮らせるまち」では、交通安全対策としてグリーンベルトの設置や啓発、防犯・防災対策として特殊詐欺被害防止機器購入費の補助制度の

創設や通学路等への防犯カメラの設置、河川監視カメラの増設などの対策を実施しました。

次に「まちの活力を高め、持続的に発展できるまち」では、外城田川の防災対策工事、町道の維持修繕、農業基盤整備等ハード整備を継続しつつ、基幹産業の農業振興、また地域通貨たまネーなどにより商工振興を図りました。

最後に「ともにつくる効率的な地域運営のまち」では、地方創生交付金を活用した関係人口創出、コミュニティ推進などのほか、マイナンバーカードの普及、行政のデジタル化の推進を図ってまいりました。

その他、新型コロナウイルス感染症対策による子育て世帯への特殊給付金の支給、新型コロナウイルスワクチンの接種に、町内医療機関の協力の下、町立玉城病院が積極的に取り組み、早期の接種率向上に取り組みました。

令和4年度は、掲げるまちの将来像「だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城」、また第2期玉城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現を目指し、誰一人取り残すことなく、町民の皆様が安全で安心な暮らしを守り、まちの将来像の実現に向けた施策・事業の着実な推進に努めました。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明をさせます。

次に、議案第46号 令和4年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

財政運営の主体が県となり、町は特定健康診査等の保健事業に力を入れ、医療費の抑制、被保険者の健康維持増進に努めてまいりました。

令和4年度決算の歳入総額は15億2,628万7,385円で、このうち保険料収納額は全体の16.3%に当たる2億4,883万6,198円でした。

収納率は92.0%で、前年度より0.1ポイント向上いたしました。今後も収納対策を講じ、負担の公平性の確保に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、財政調整基金6,000万円を活用し保険料率の維持を図りました。

歳出総額は14億8,298万7,236円、このうち保険給付金は10億1,510万5,207円で、三重県に納付する国民健康保険事業納付金は3億9,590万7,939円、特定健康診査等の保健事業費は2,806万3,784円でした。

歳入歳出差引き4,330万149円としています。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明をいたさせます。

次に、第47号 令和4年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

アスパア玉城ふれあいの館は、平成8年11月に開館以来、今年3月末で26年5か月が経過し、この間の温泉入浴者数は延べ206万4,120人となり、地元地域はもとより周辺地域の皆様方にも広くご利用をいただいております。令和4年度の入浴者数につきまして

は年間3万6,137人、営業日数264日で、1日平均136人となりました。

決算の概要につきましては、歳入総額4,748万2,842円に対し歳出総額は4,541万2,584円となり、歳入歳出差引残額207万258円としています。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明をさせます。

次に、議案第48号 令和4年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

玉城町農業集落排水事業は、令和4年度も引続き施設の維持管理業務と令和5年度公営企業会計移行に向けた作業に務めてまいりました。

令和4年度決算の概要につきましては、歳入総額1億438万9,073円、歳出総額9,528万8,663円で、歳入歳出差引残額918万410円を決算として精算し、下水道事業へ引き継ぎました。

訂正をさせていただきます。歳出総額を正しくは9,520万8,663円でございます。訂正をさせていただきます。

なお、詳細につきましては、会計管理者から補足説明をさせます。

次に、議案第49号 令和4年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

令和4年度は第8期介護保険事業計画の計画期間2年目で、引き続き共生の地域づくりの推進に取り組んでまいりました。

令和4年度決算の歳入総額は14億6,579万9,736円で、このうち保険料収納額は3億1,252万8,645円でした。

保険料の収納率は99.7%で、前年度より0.2ポイント向上しました。

歳出総額は14億2,195万3,215円で、このうち保険給付費は13億1,527万246円で、事業計画をやや下回る結果となりました。

歳入歳出差引き4,384万6,521円としています。

なお、詳細は会計管理者から説明をさせます。

次に、議案第50号 令和4年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

後期高齢者医療制度の運営は県内の全市町が加入する広域連合が行い、町は保険料の徴収、申請の受付などを行っています。

令和4年度決算の歳入総額は3億2,008万3,423円で、このうち保険料収納額は1億3,146万5,046円で、収納率は99.6%でした。

歳出総額は3億1,717万6,829円で、このうち広域連合への納付金は3億1,301万2,641円となり、歳入歳出差引き290万6,594円としています。

なお、詳細は会計管理者から説明をさせます。

次に、議案第51号 令和4年度玉城町病院事業会計決算の認定について提案理由を申し上げます。

自治体病院事業をめぐる経営環境は、医療保険財政の危機的状況の中で厳しい状況にありますが、玉城病院は地域医療の確保と医療水準の向上という目標を果たすべく、「町民の健康を支え、町民の皆さんからも支えられる病院経営」を基本理念に健全経営を目指し、医療内容の充実、収益の確保と費用の節減など諸施策に鋭意取り組みました。また、院長を中心に医療・保健・福祉・介護サービスを総合的、一体的に提供する地域包括ケアの実践にも努めました。

令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症感染防止対策を継続するとともに、MR I 装置を更新し、玉城町内及び近隣医療機関さまからの依頼による放射線画像検査を実施しました。

さて、経営収支の状況でございますが、収益的収支において税込みの事業収益9億1,422万5,977円に対し、税込みの事業費用は8億2,088万784円となりました。その結果、今年度は税抜きの経常利益として6,250万9,780円を計上し、当年度純利益を9,537万380円としました。

また、当年度未処分利益剰余金として、前年度未処分利益剰余金を加えた2億2,878万7,031円を計上いたしました。

次に、資本的収支であります。収入は1億5,491万1,000円、支出は1億7,782万2,492円となり、収入が支出に不足する額2,291万1,492円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

なお、詳細は病院老健事務局長から説明をさせます。

次に、議案第52号 令和4年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について提案理由を申し上げます。

令和4年度においては、給水件数は増加しましたが、給水人口は減少しています。そのため、有収水量および給水収益は減少傾向にあります。

決算の概要は、収益的収支において、事業収益3億1,707万856円に対し事業費用は2億6,306万5,619円となりました。収支差引きによる当年度の純利益は税抜きで3,389万371円となり、その他の未処分利益剰余金の変動額5,126万2,409円と合わせた8,515万2,780円を当年度未処分利益剰余金とし、うち5,126万2,409円を資本金に、3,389万371円を減債積立金として処分しようとするものです。

続いて、資本的収支においては、収入1億5,682万2,924円に対し支出2億7,605万4,034円となりました。資本的収支差引による不足額1億1,923万1,110円は、減債積立金などで補填しました。

なお、詳細は上下水道課長から説明をさせます。

次に、議案第53号 令和4年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について提案理由を申し上げます。

当施設事業におきましては、玉城病院併設型で介護老人保健施設の長期・短期入所及び通所リハビリテーションを中心に、訪問看護ステーション、訪問介護ステーション、

居宅介護支援事業所を展開し、介護保険利用者のニーズにより適応した介護サービスを効率的・計画的に提供し、在宅復帰、在宅生活の支援に努めてまいりました。

さて、経営収支の状況でございますが、収益的収支において、事業収益3億7,054万9,863円に対し事業費用3億7,686万6,053円となりました。その結果、今年度は経常損失として716万6,937円を計上し、特別利益、特別損失を差引きし、当年度純損失を631万6,190円といたしました。

また、当年度未処理欠損金として前年度繰越欠損金を合わせた4,580万4,197円を計上いたしました。

次に資本的収支であります。収入は2,024万6,000円、支出は2,024万6,600円となり、収入が支出に不足する額600円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

なお、詳細は病院老健事務局長から説明をいたさせます。

次に、議案第54号 令和4年度玉城町下水道事業会計決算の認定について提案理由を申し上げます。

令和4年度においては下水道使用料の改定を実施いたしました。

決算の概要は、収益的収支において、事業収益5億5,011万7,200円に対し事業費用は5億3,668万2,300円となりました。収支差引による当年度の純利益は、税抜きで1,205万6,269円となり、前年度繰越欠損金を合せた9億9,411万6,607円を当年度未処理欠損金とするものであります。

続いて、資本的収支においては、収入2億9,250万5,176円に対し支出4億2,033万577円となりました。資本的収支差引による不足額1億2,782万5,401円は、過年度分損益勘定留保資金などで補填しました。

また、建設改良費2,842万円を翌年度へ繰り越す決算といたしました。

なお、詳細は上下水道課長から説明をさせます。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（風口 尚） 真砂会計管理者。

○会計管理者（真砂 浩行） 会計監理者。

それでは、議案第45号 令和4年度玉城町一般会計歳入歳出決算認定について補足説明をいたします。

歳入総額76億2,231万167円に対し歳出総額72億7,723万3,924円、歳入歳出差引額3億4,507万6,243円となり、歳入歳出それぞれ前年度と比較すると、歳入、歳出とも0.94%の増加となりました。

それでは、歳入より説明いたします。

1 ページ、お願いいたします。

1 款町税、収入済額20億6,516万6,745円、前年度比較2,925万4,897円、率にして1.44%の増加となりました。町税全体の収入割合は対調定で98.8%となり、前年度より

0.1ポイント増加いたしました。

なお、町税、町民税、固定資産税、軽自動車税において、所在不明、倒産、時効の成立などの理由により125万8,743円の不納欠損処分をいたしました。

また、町税における収入未済額は前年度比172万4,755円の減少、率にして6.9%の減少をし、2,330万7,137円となりました。

次に、2款地方譲与税から13款交通安全対策特別交付金は、算出基準に基づき記載の金額の交付を受けたものであります。

次に、14款分担金及び負担金は、主に過年度分を含む保育料であります。

15款使用料及び手数料について、収入未済額は住宅使用料で、現年分と過年度分を合わせて898万7,515円となり、また、住宅使用料の現年分の収納率は95.2%となりました。

次に、3ページに移り、19款寄附金は2億114万493円で、前年度と比べ7,768万9,043円の増加で、これはふるさと応援給付金が前年度に比べ7,779万9,500円の増加であったことが要因であります。

20款繰入金は、それぞれ実施しました事業の財源調整のため3億5,162万4,000円の支出で、前年度と比較して2億2,412万4,000円増加しました。

22款諸収入は、延滞金、加算金及び過料をはじめとする収入で、収入未済額のうち3項貸付金元利収入3,167万3,039円は、令和3年度末をもって廃止した特別会計、住宅新築資金等貸付事業により引き継いだものであります。

次に、歳出を説明いたします。

5ページをお願いいたします。

歳出は全体で94.7%の執行となり、前年度の93.5%より1.2ポイント増加となりました。また、翌年度への繰越額は総額で2億184万1,000円となりました。歳出全般では、人件費において、給与関係は人事院勧告に準拠し、若年層を中心に平均0.7%の引上げ、勤勉手当においても0.1月引上げを行い、会計年度任用職員も同様の改定を行いました。

需用費の光熱水費及び燃料費であります。原油高等に伴い支出が大幅に増加しました。また、生活支援として、コロナ下における子育て世代への特別給付金、電気・ガス・食料品等の物価高騰に対して非課税世帯及び家計急変世帯へ臨時特別給付金の給付を行いました。

小中学校の給食の品質を保持するため、給食費の対策補助金を創設しました。

これよりの説明は事項別明細書で主なものを説明いたします。

45ページをお願いいたします。

1款議会費、支出済額8,353万3,515円で、前年対比13.96%の増加であります。要因は、通常経費に加え令和4年度は議場音響設備の改修工事を行ったことによるものです。

2款総務費、支出済額11億4,218万7,909円で、前年対比18.43%の増加であります。

51ページ、5目財産管理費のうち工事請負費は、役場駐車場舗装補修工事の支出であります。工事請負費においては、工期の都合上、翌年度へ繰り越しました。

53ページ、6目企画費のうち工事請負費については、自治区案内板表示の更新を行いました。

55ページ、10目地方創生推進費は地方創生推進交付金事業で、関係人口の創出・活用支援や農産物の6次産業化推進及び地域商社設立支援業務、就労・社会参加推進に向けたコミュニティ推進業務、小学校区を中心としたコミュニティ形成事業支援業務のほか、地域おこし協力隊に係る経費に支出し、また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、19事業の実施のほか、原油高・物価高騰対策の対応として地域通貨たまネーの導入を中心とした7事業を実施いたしました。

65ページ、3款民生費は、支出済額23億237万5,300円で、前年対比7%の減少でございます。

1項社会福祉費について、1目社会福祉総務費は、生活保護申請手続や訪問生活指導及び現地保護、社会福祉協議会の運営及び福祉団体への活動補助、バス運行委託事業のほか、国保、介護、後期高齢の各保険事業の特別会計へ支出を行いました。

69ページ、6目児童手当受給者は、前年より47人減少し、1,153人へ支給しました。また、子育て世帯生活支援特別給付金の給付を行いました。

71ページ、9目福祉・保健施設費では、保健福祉会館の維持管理経費のほか空調設備の改修工事で支出しました。

73ページ、10目臨時特別給付金支援事業では、コロナ下における生活支援や電気、ガス、食料品等の物価高騰に対する給付金を支給しました。

2項児童福祉費について、1目児童福祉総務費は、保育給付等補助事業、地域子育て支援事業のほか各種事業を実施し、2目児童福祉施設費は、保育所並びに児童クラブ運営経費が主な支出でございます。

79ページ、お願いします。

4款衛生費の支出済額は5億8,841万880円で、1項の保健衛生費では、感染症対策事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、各種検診、予防接種、健康づくり、救急医療事業のほか、ごみ、し尿等の処理に係る伊勢広域環境組合負担金及び合併浄化槽、ごみの収集減量化などの経費を支出しました。ごみの排出量は4,707トン、前年対比で139トン減少、率にして2.9%の減少となりました。

83ページ、5款労働費、支出済額2,309万円は、玉城町生涯現役促進協議会に係る経費、中小企業勤労者福祉サービスセンター負担金と、労働金庫を窓口とした勤労者への住宅・教育資金等貸付けのため、自治体協調融資貸付金であります。

続いて、6款農業水産費、支出済額3億9,091万9,253円、前年度比38.4%の増加で、主な要因は、畜産振興費で物価高騰に伴う飼料高騰緊急対策補助金の交付や農地費で粟生頭首工のゲート修繕工事完了に伴う国営宮川用水土地改良事業負担金の支払い、また、林業振興費でアスピーア玉城ふれあいの館改修工事に係るものです。

89ページ、7款商工費、支出済額2億3,993万4,754円、前年度比20.7%の増加で、主

な要因は、地域通貨たまネー開始に伴う費用や消費者ポイント還元に伴う負担金、補助金の支払いによるものです。

91ページ、8款土木費は、支出済額5億739万1,166円で、前年度比28.2%の増加となりました。増加の主な要因は、橋梁架け替えに伴う工事費の支出です。

93ページ、2項道路橋梁費は、道路の維持修繕並びに道路新設改良の支出で、道路メンテナンス事業では橋梁の長寿命化工事、防災安全交付金事業では、道路拡幅工事や起債事業の幹線道路のオーバーレイ工事、稲次橋の架け替え工事を実施しました。

97ページ、3項河川費は、維持管理経費をはじめ、継続して外城田川河道掘削及び護岸補強を行いました。

4項都市計画費は、都市計画に関する事務、公園事業のほか、地積調査を行っております。地積調査事業においては、平成29年度及び令和2年度に調査した区域の登記が完了いたしました。

101ページ、9款消防費は、支出済額2億6,866万9,031円で、前年度比61.6%の減少となりました。減少の要因は、対比する前年度の額には令和3年度に竣工した玉城出張所の新築工事費の支出があったことによるものです。

103ページ、10款教育費は、支出済額6億9,165万9,487円、前年度比21.8%の増加となりました。

107ページ、2項小学校費は、小学校講堂空調機器更新及び校舎改修工事に、下外城田小学校では屋根の防水補修工事を実施し、また、老朽化した遊具の改修等に支出し、各小学校にシャワールームを設置をはじめとする必要な備品購入に支出しました。

109ページ、3項中学校費は、グラウンド改修及び校舎消防施設更新を実施しました。

113ページ、4項社会教育費は、文化財保護に係る管理経費のほか、村山記念館内の図書館改築工事を実施、また、中央公民館改築に伴う実施設計業務や田丸城跡の石垣復旧に向けた調査設計業務に支出しました。

117ページ、5項保健体育費は、お城広場グラウンド改修工事及び町体育協会、全国大会出場選手等への補助、体育施設の維持管理へ支出しました。

119ページ、11款災害復旧費は、支出済額1,130万7,001円で、2項農林水産施設災害復旧費において、排水路及び林道の修繕工事などを実施しました。

121ページ、12款公債費、支出済額4億8,231万23円は、地方債元利償還金でございます。

13款諸支出金、支出済額5億4,544万5,605円は、病院事業、水道事業、介護老人保健施設事業、公共下水道事業の各公営企業会計への繰出金です。

123ページをお願いします。

最下段の歳出合計、当初予算額60億2,500万、補正予算額13億4,447万8,000円、令和3年度からの繰越事業費繰越額3億1,637万1,000円、計76億8,584万9,000円に対し支出済額72億7,723万3,924円、翌年度繰越額繰越明許費が2億184万1,000円で、不用額が2

億677万4,076円となりました。

125ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額から歳出総額を差し引きました歳入歳出差引額は3億4,507万6,243円となります。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額の1億1,719万3,850円を差し引きました実質収支額は2億2,788万2,393円となります。この実質収支額については、最低余剰金の処分、地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条の規定に基づき、基金繰入額を1億2,000万といたしました。

126ページ以降には財産に関する調書を添付していますので、ご高覧いただきますようお願いいたします。

以上、一般会計決算の補足説明とさせていただきます。

次に、国民……。

○議長（風口 尚） 提案理由の説明の途中ですけれども、ここで10分間の休憩をいたします。

（午前10時00分 休憩）

（午前10時10分 再開）

○議長（風口 尚） 再開いたします。

休憩前に引き続き提案理由の説明をいたします。

○会計管理者（真砂 浩行） それでは、議案第46号 令和4年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

歳入から説明いたします。

1ページをお願いします。

1款国民健康保険料、収入済額2億4,883万6,198円で、収納率は現年分97.2%、滞納繰越分31.7%、合わせて92.0%となりました。また、滞納繰越分については426万9,607円の不納欠損処分をいたしました。

3款県支出金、収入済額10億8,278万8,331円は、保険給付に係る普通交付金及び保険者努力支援、その他特別交付金であります。

5款繰入金、収入済額1億6,095万4,181円は、保険事業に対する法定外繰入れを含む一般会計からの繰入金と財政調整基金繰入金であります。

次に、歳出を説明いたします。

3ページをお願いします。

1款総務費、支出済額2,799万4,818円は、主に職員人件費及び保険料の賦課徴収に係る事務経費等でございます。

2款保険給付費、支出済額10億1,510万5,207円は、前年度と比較し0.1%減少しました。令和4年度も前年同様、新型コロナウイルス感染症に係る疾病手当金を支給しています。

3款国民健康保険事業納付金、支出済額3億9,590万7,939円は、県への財政主体一元

化に伴う負担金であります。

4款保健事業費、支出済額2,806万3,784円は、成人病健診等、特定健康診査等の経費です。

7款諸支出金、支出済額1,583万8,582円は、賦課更正に伴う過年度保険料の還付金並びに県負担金の過年度精算に伴う返納金です。

8款予備費は、予算額全額を不用額といたしました。

23ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額15億2,628万7,385円、歳出総額14億8,298万7,236円、歳入歳出差引額4,330万149円が実質収支額となり、翌年度へ繰り越す決算といたしました。

以上、国民健康保険特別会計の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第47号 令和4年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

ふれあいの館、令和4年度利用者数3万6,137人、営業日数平均で136人となり、前年度比5,668人減少の86.4%となりました。減少の要因として、ボイラー機器故障により約2か月休館したことから通常より営業日数が減少したことによるものです。また、みえ森と緑の県民税市町交付金事業で、脱衣場及びホール壁の改修等を行いリニューアルをしました。

歳入から説明いたします。

1ページをお願いします。

1款使用料及び手数料、収入済額1,279万5,150円、弘法温泉入浴者の使用料であります。

3款諸収入、収入済額187万27円、入浴関係用品販売収入、テナント料等であります。

5款繰入金、収入済額3,133万9,409円は、一般会計から入湯税分及び施設の運営に係る経費分を繰り入れたものです。

次に、歳出を説明いたします。

3ページをお願いします。

1款管理運営費、支出済額4,541万2,584円、アスパア玉城の施設全体の維持管理経費及び入湯税であります。

2款予備費は、予算額全額を不用額といたしました。

9ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額4,748万2,842円、歳出総額4,541万2,584円、歳入歳出差引額は207万258円の実質収支額となり、翌年度へ繰り越す決算といたしました。

以上、山村振興事業特別会計の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第48号 令和4年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

この事業は、集落単位で実施する下水道施設整備で、汁谷川、菱川流域周辺の水質保

全を担う事業です。施設整備は平成22年度に完了し、現在は区域内の汚水処理並びに施設の維持管理が主な内容です。令和4年度中、新たな接続は2件で、総接続数は407件となり、接続率は94.43%となりました。

また、令和5年度より下水道事業会計へ移行することに伴い、令和4年度特別会計決算額は、令和5年3月31日までとする打切り決算となります。

歳入から説明いたします。

1 ページをお願いします。

1 款分担金及び負担金、収入済額15万2,777円は、受益者分担金1件分です。また、滞納繰越分について125万円を不納欠損処分といたします。

2 款使用料及び手数料、収入済額1,184万636円は、下水道使用料です。収入未済額101万6,575円は、打切り決算により下水道事業会計へ引き継ぎました。

4 款繰入金、収入済額6,409万7,265円、一般会計並びに基金からの繰入金であり、基金からの繰入れは建設事業分の起債償還利息の財源としております。

7 款町債、収入済額620万は、令和4年度に完了した公営企業会計移行業務に係る公営企業適用債となります。

8 款国庫補助金、収入額2,081万3,000円は、管理施設の維持管理最適化計画策定に伴う補助金です。

次に、歳出を説明いたします。

3 ページをお願いします。

1 款農業集落排水事業費、支出済額4,899万4,888円、処理場の運転経費、施設全体の維持管理経費でございます。

2 款公債費、支出済額4,621万3,775円、施設建設のために借り入れた起債の償還金です。

3 款予備費は、予算額全額を不用額といたしました。

13 ページからの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額1億438万9,073円、歳出総額9,520万8,663円、歳入歳出差引額は918万410円の実質収支額となり、下水道事業会計へ引き継ぎました。

以上、農業集落排水特別会計の補足説明とさせていただきます。

議案第49号 令和4年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

歳入から説明いたします。

1 ページをお願いします。

1 款保険料、収入済額3億1,252万8,645円は、65歳以上の第1号被保険者から徴収した保険料です。収納率は、現年度分99.9%、滞納繰越分46.3%、合わせて99.7%となりました。また、滞納繰越分について26万6,010円を不納欠損処分といたしました。

2 款国庫支出金、収入済額3億4,188万6,686円は、介護給付費、地域支援事業費に係

る国庫負担分と保険者努力支援等に係る補助金です。

3款支払基金交付金、収入済額3億6,516万1,000円は、40歳から64歳までの第2号被保険者保険料分です。

4款県支出金、収入済額2億954万9,920円は、介護給付費、地域支援事業費に係る県負担金です。

6款繰入金、収入済額2億1,516万9,881円、このうち一般会計繰入金は、介護給付費、地域支援事業費の町負担分及び運営事務費が主なものです。

次に、歳出を説明いたします。

3ページをお願いします。

1款総務費、支出済額3,079万8,662円は、主に職員人件費1名分、保険料賦課徴収及び要介護認定の経費であります。

2款保険給付費、支出済額13億1,527万246円は、歳出総額の92.5%を占めております。

3款地域支援事業費、支出済額6,082万1,631円は、介護予防事業や地域包括支援センター等の経費であります。

4款保健福祉事業費、支出済額240万3,500円は、保険者努力支援交付金を活用した高齢者の居場所運営事業経費です。

6款諸支出金、支出済額1,256万8,043円は、賦課更正に伴う過年度保険料の還付金・県負担金の過年度精算に伴う返納金です。

7款予備費は、予算額全額を不用額といたしました。

21ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額14億6,579万9,736円、歳出総額14億2,195万3,215円、歳入歳出差引額4,384万6,521円が実質収支額となり、地方自治法の規定により基金繰入額を2,200万とし、決算いたしました。

以上、介護保険特別会計の補足説明とさせていただきます。

議案第50号 令和4年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

歳入から説明いたします。

1ページ、お願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料、収入済額1億3,146万5,046円、収納率は、現年度分99.3%、滞納繰越分と合わせて98.9%で、令和4年度末被保険者数は2,219名となりました。

3款繰入金、収入済額1億7,340万5,983円は、事務経費のほか、広域連合への納付金を一般会計から繰り入れたものです。

次に、歳出を説明いたします。

3ページをお願いします。

1款総務費、支出済額388万2,037円は、保険料徴収等の事務経費であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額3億1,301万2,641円は、広域連合事務経費と、療養給付費及び保険基盤安定制度の町負担分並びに収納した保険料を納付したものです。

3款諸支出金、支出済額28万2,151円は、賦課更正に伴う過年度保険料の還付金です。13ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額3億2,008万3,423円、歳出総額3億1,717万6,829円、歳入歳出差引額290万6,594円が実質収支額となり、翌年度へ繰り越す決算といたしました。

以上、後期高齢者特別会計の補足説明とさせていただきます。

一般会計並びに各特別会計の決算認定につきまして、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（風口 尚） 病院老健事務局 竹郷事務局長。

○病院老健事務局長（竹郷 哲也） 病院老健事務局、竹郷。

それでは、所管いたします議案第51号、53号の2議案について補足説明をさせていただきます。

議案第51号 令和4年度玉城町病院事業会計決算の認定につきまして補足説明を申し上げます。

初めに、業務量の説明を申し上げます。

議案書14ページをお開きいただきますようお願いいたします。

令和4年7月に常勤の外科医師が着任し、常勤医師が3名体制となりましたが、医師不足による三重大学医学部からの派遣医師の減少、常勤内科医師の不在、新型コロナウイルス感染症対策など、厳しい状況が続きました。

入院においては、令和3年度に増床しました地域包括ケア入院医療管理料算定の病床20床を継続し、近隣病院との連携強化やきめ細やかな入退院調整をすることにより、年間延べ入院患者数は1万7,725人、前年度比較増減で358人の減、日平均48.6人、病床利用率は約97.1%でありました。

外来においては、内科の患者さまを院長による総合診療でのフォローと非常勤の内科医師の診療により収益の確保に努めるとともに、発熱外来を継続し、自院で迅速にPCR検査を実施するなど、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に取り組みました。また、玉城町及び町内医療機関と連携し、引き続き新型コロナワクチン接種を推進いたしました。外来患者数は、新型コロナワクチン接種人数1万1,350人を除く、延べ外来患者数2万5,094人、前年度比較増減で922人の増、日平均103.3人でありました。

続いて、収益的収支及び支出の説明をいたします。

1ページをお願いいたします。

こちらの収益的収支につきましては、税込み金額にて計上をいたしておりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

初めに、収入でございます。

病院事業収益は、予算額8億6,682万3,000円に対しまして決算額は9億1,422万5,977円となり、予算対比では4,740万2,977円の収入超過となりました。執行率といたしましては約105.5%でございます。

次に、支出でございますが、病院事業費用、予算額8億4,105万1,000円に対しまして決算額は8億2,088万784円となり、不用額2,017万216円となりました。執行率は約97.6%でございます。

続きまして、損益計算書を説明いたしますので、議案書3ページをお願いいたします。

ここからの金額の計上につきましては税抜き金額でございますので、さきの決算報告書の金額と合致をいたしておりませんので、よろしくをお願いいたします。

初めに、医業収益でございますが、入院収益4億6,970万7,812円で、前年度比3.2%の増、外来収益1億8,216万5,853円で、前年度比23.6%の増、その他医業収益1億1,048万1,742円で、前年度比35.4%の減でありました。

これらの医業収益を合わせまして7億6,235万5,407円で、前年度比約1.4%の減、金額にいたしまして1,114万9,489円の減額となりました。

次に、医業費用でございますが、職員の給与費が5億1,170万9,169円、前年度比約3.9%の増、医薬品等の材料費が7,085万447円、前年度比約11%の増、経費が1億2,583万3,049円、前年度比約5.4%の増であります。その他減価償却費、研究・研修費のそれぞれの費用を合わせまして合計7億6,439万4,627円、前年度比約6.8%の増となりました。

この結果、医業収支の医業損失といたしまして203万9,220円、医業収支比率約99.7%となりました。

医業外収益におきましては、一般会計からの運営補助金23万円、負担金8,683万3,000円、その他収益と合わせまして合計1億20万8,910円となりました。医業外費用では、企業債支払利息857万5,927円のほか、それぞれの費用合計と合わせまして3,565万9,910円となりました。

結果、経常収支といたしまして6,250万9,784円の経常利益となりました。

また、4年度におきましても、引き続き三重大学医学部寄附金講座への寄附金として特別利益及び特別損失にそれぞれ800万円を計上し、特別利益については、新型コロナウイルス感染症対策支援事業交付金などの3,286万600円を合わせまして4,086万600円となりました。

当年度純利益を9,537万380円とし、前年度未処分利益剰余金1億3,341万6,651円を加えまして、当年度未処分利益剰余金を2億2,878万7,031円といたしました。

以上の科目別明細につきましては、キャッシュフロー計算書を19ページに、収益費用明細書を20ページから22ページに添付をいたしておりますので、後刻ご高覧賜りますようお願いいたします。

次に、議案書2ページをお願いをいたします。

資本的収支でございます。

収入では、予算額1億5,491万円に対しまして決算額は1億5,491万1,000円となり、支出では、予算額1億7,782万3,000円に対し決算額1億7,782万2,492円であります。この収支不足額2,291万1,492円は、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

なお、建設改良費1億3,513万5,000円につきましては、14ページをお願いをいたします。2、工事(1)主要工事の概要に記載のとおり、MR I室全室改装工事費用2,200万円と、議案書17ページをお願いをいたします。4、会計(3)物品購入に関する事項に記載のとおり、超電導磁石式全身用MR装置8,800万円をはじめ、インバーター撮影装置、移動式X線装置、超音波診断装置、陽圧式人工呼吸器の購入費用合計で1億1,313万5,000円であります。

なお、陽圧式人工呼吸器の購入費用を除きます1億3,200万円は、企業債を借入れ、整備をいたしました。

その他添付資料といたしまして、5ページに剰余金計算書を、6ページに剰余金処分計算書を、7ページから9ページに貸借対照表を、11ページから18ページに事業報告書、また、23ページには固定資産明細書、企業債明細書と、この会計におきます重要会計方針及び財務諸表、注記事項を添付させていただいております。ご高覧賜りますようお願いをいたします。

以上、病院事業会計決算についての補足説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第53号 令和4年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定につきまして補足説明を申し上げます。

まず、業務量の説明を申し上げます。

議案書15ページをお願いをいたします。

施設は、長期・短期入所合わせまして年間延べ利用者数1万8,017人、前年度増減で147人の減、日平均49.4人の利用がありました。続いて、通所リハビリテーション、年間延べ利用者数5,130人、前年度増減153人の増であります。日平均16.9人、訪問看護、年間延べ利用者数3,331人、前年度増減257人の増、日平均で13.6人、訪問介護、年間延べ利用者数2,697人、前年度増減237人の増、日平均で11.1人、居宅介護支援、年間延べ利用者数1,485人、前年度増減で52人の減、1か月平均で123.8人の利用がそれぞれありました。

続いて、収益的収入・支出、資本的収入・支出の説明をいたします。

議案書1ページをお願いをいたします。

初めに、収益的収支ですが、介護老人保健施設事業収益、予算額3億6,884万8,000円に対しまして決算額3億7,054万9,863円となり、予算対比では170万1,863円の収入超過で、執行率100.5%であります。

次に、介護老人保健施設事業費用、予算額3億9,073万4,000円に対しまして決算額3億7,686万6,053円となり、不用額1,386万7,947円で、執行率96.5%でございます。

次に、2ページをご覧くださいませようお願いします。

資本的収支でございます。

令和4年度におきましては、企業債を借り入れ、老朽化をした昇降機の改修を行いました。収入では、予算額2,024万7,000円に対しまして決算額は2,024万6,000円となり、支出では、予算額2,024万8,000円に対しまして決算額2,024万6,600円であります。この収支不足額600円は過年度損益勘定留保資金で補填をいたしました。

続いて、3ページからの損益計算書により事業ごとに説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

1項施設営業収益、2億3,436万798円、前年度比約2.5%の増。これに係ります2項施設営業費用は、給与費等の費用合計で2億6,525万2,464円、前年度比約1.6%の増であります。差引き3,089万1,666円の営業損失。

3項通所営業収益、5,736万333円で前年度比約1%の増。これに係ります4項通所営業費用は、給与費等の費用合計で6,194万905円で、前年度比約0.5%の減、差引き458万572円の営業損失。

続いて、4ページをお願いいたします。

5項訪問看護営業収益、2,337万435円で前年度比約10.1%の増。これに係ります6項訪問看護営業費用は、合計で1,858万2,924円となり、前年度比約4.7%の増となり、差引き478万7,511円の営業利益。

7項訪問介護営業収益、1,245万975円で前年度比約2.6%の増となりました。これに係ります8項営業費用は、合計で1,431万6,203円、前年度比約16.7%の増となり、差引き186万5,228円の営業損失。

9項居宅介護支援事業収益、2,071万7,970円、前年度比約4.6%の減となりました。これに係ります10項営業費用は、合計で1,677万3,557円で、前年度比約3.2%の減となり、差引き394万4,413円の営業利益。

続きまして、議案書5ページをお願いいたします。

11項営業外収益、一般会計からの運営費補助金1,732万円及び公会計制度の改正による長期前受金戻入に301万1,078円、その他収益と合わせまして合計2,143万8,605円。12項営業外費用につきましては、支出はございませんでした。この結果、経常収支といたしまして716万6,937円の営業損失となりました。

次に、13項特別利益でございますが、新型コロナウイルス感染症関連の支援補助金35万5,000円を合わせまして、合計で85万747円。14項特別損失につきましては、支出はございませんでした。

この結果、当年度純損失を631万6,190円とし、前年度繰越欠損金3,948万8,007円を差引きし、当年度未処理欠損金を4,580万4,197円といたしました。

以上の科目別明細書につきましては、キャッシュフロー計算書を21ページに、収益費用明細書を22ページから28ページに添付をいたしておりますので、後刻ご高覧賜りますようよろしくお願いをいたします。

その他の添付資料といたしまして、6ページに剰余金計算書を、7ページに欠損金処理計算書を、8ページ、9ページに貸借対照表を、11ページから19ページに事業報告書を、また、29ページ以降には固定資産明細書、企業債明細書と、この会計におきます重要な会計方針及び財務諸表、注記事項を添付させていただいております。ご高覧賜りますようお願いをいたします。

以上、介護老人保健施設事業会計決算につきましての補足説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（風口 尚） 上下水道課、山本課長。

○上下水道課長（山本 陽二） 上下水道課課長、山本。

それでは、所管いたします議案第52号及び第54号の補足説明をいたします。

まず、議案第52号 令和4年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明を申し上げます。

議案書の決算報告書1ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出ですが、消費税が含まれておりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

上段の収入について、水道事業収益全体で、予算額の合計欄3億1,941万3,000円に対して決算額は3億1,707万856円で、234万2,144円の減となりました。決算額の内訳は、営業収益2億9,472万7,413円、営業外収益2,234万3,443円です。

下段の支出について、水道事業費用全体で、予算額の合計欄2億8,175万9,000円に対して決算額は2億6,306万5,619円で、1,869万3,381円の不用額となりました。決算額の内訳は、営業費用2億5,593万3,650円、営業外費用710万4,326円、特別損失2万7,643円です。

この内容について損益計算書で説明いたしますので、3ページをお開きください。

なお、損益計算書は消費税を抜いた金額となり、先ほどの決算報告書とは合致いたしませんので、ご了承ください。

まず、営業収益の合計は2億6,807万2,310円で、主なものは、給水収益2億6,687万7,514円です。給水収益は、前年度に比べ328万1,890円の減、率にして1.21%減少となります。

給水収益の詳細は、年間の有収水量が194万3,654立方メートルとなり、前年度に比べ3万5,471立方メートルの減少、率にして1.79%減となります。有収率は89.64%でした。

給水人口は1万5,030人、前年度末より141人の減少、一方、給水件数は6,277件で、前年度末より29件の増加、町全体に対する給水人口の割合は99.48%でした。

続いて、営業費用の合計は2億4,703万2,070円で、主なものは、原水費5,956万3,468

円、配水費2,791万772円、総係費4,424万4,605円、減価償却費1億1,461万4,105円です。営業利益は2,104万240円となりました。

次に、営業外収益の合計は2,001万2,857円で、主なものは、長期前受金戻入です。

続いて、営業外費用の合計は713万5,083円で、主なものは、支払利息及び企業債取扱諸費です。

営業外収支差引きの結果が1,287万7,774円となり、経常利益は3,391万8,010円となりました。経常利益から特別損失を差し引き、当年度純利益は3,389万371円となり、その他の未処分利益剰余金変動額5,126万2,409円と合わせた8,515万2,780円が当年度未処分利益剰余金となりました。

以下の科目別明細については、収益費用明細書を24ページから27ページに添付しておりますので、後刻ご高覧賜りたいと存じます。

次に、5ページをお開きください。

剰余金の処分案ですが、未処分利益剰余金の当年度末残高8,515万2,780円のうち、5,126万2,409円を資本金へ組入れとし、3,389万371円を減債積立金の積立てとするものです。

次に、2ページにお戻りください。

資本的収入及び支出の説明を申し上げます。

上段の収入について、資本的収入全体で、予算額の合計欄1億5,697万1,000円に対し決算額は1億5,682万2,924円で、14万8,076円の減となりました。決算額の内訳は、企業債1億5,000万及び分担金682万2,924円です。

続いて、下段の支出について、資本的支出全体で、予算額の合計欄2億7,915万5,000円に対して決算額は2億7,605万4,034円となり、310万966円が不用額となりました。決算額の内訳は、建設改良費2億2,458万7,825円、固定資産購入費20万3,800円、償還金5,126万2,409円です。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億1,923万1,110円は、減債積立金5,126万2,409円、過年度分損益勘定留保資金4,817万7,072円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,979万1,629円で補填いたしました。

建設改良費における主要工事の概要7件については13ページに、その他の添付資料といたしまして、4ページに剰余金計算書、6ページから7ページに貸借対照表、9ページから21ページに事業報告書、23ページにキャッシュフロー計算書、24ページ以降に附属明細を添付しておりますので、ご高覧賜りますようお願いいたします。

以上、議案第52号 令和4年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第54号 令和4年度玉城町下水道事業会計決算の認定について説明を申し上げます。

議案書の決算報告書1ページをお開きください。

まず、資本的収入及び支出ですが、消費税が含まれておりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

上段の収入について、下水道事業収益全体で、予算額の合計欄5億5,400万に対して決算額は5億5,011万7,200円で、28万2,800円の減となりました。決算額の内訳は、営業収益1億6,521万3,397円、営業外収益3億3,589万2,714円、特別利益4,901万1,089円です。

下段の支出について、下水道事業費用全体で、予算額の合計欄5億4,539万9,000円に対して決算額は5億3,668万2,300円で、871万6,700円の不用額となりました。決算額の内訳は、営業費用4億2,762万8,104円、営業外費用7,847万5,895円、特別損失3,057万8,301円です。

この内容について損益計算書でご説明いたします。

3ページをお開きください。

なお、損益計算書は消費税を抜いた金額となります。

まず、営業収益の合計は1億5,023万2,897円で、主なものは下水道使用料1億4,992万2,147円です。下水道使用料は前年度に比べ2,636万9,565円の増、率にして21.34%増加となります。

年間の有償水量は126万6,488立方メートルとなり、前年度に比べ1万4,889立方メートルの減少、率にして1.16%減となります。また、下水道が経済的に有効となる予定処理区域において2.39ヘクタール整備を拡大し、下水道処理計画区域内の人口に対する普及率を96.79%としています。

排水設備人口は1万852人、前年度より65人の増加、接続率は82.99%、前年度末82.16%から0.84ポイント増加いたしました。

なお、町全体に対する水洗便所が利用できる人口の割合を示す下水道処理普及人口普及率は、公共下水道で86.56%、農業集落排水と合わせると95.07%となりました。

続いて、営業費用の合計は4億1,282万5,643円で、主なものは管渠費2,208万4,517円、総係費1,736万2,048円、流域下水道維持管理負担金1億1,990万2,601円、減価償却費2億5,336万2,887円です。

営業収支差引きの結果、営業損失は2億6,259万2,746円となりました。

次に、営業外収益の合計は3億3,589万1,580円で、主なものは、他会計負担金及び補助金2億1,010万7,000円、長期前受金戻入1億2,458万7,615円です。

続いて、営業外費用の合計7,804万2,287円で、主なものは、支払利息となります。営業外収支差引きの結果が2億5,784万9,293円となり、営業及び営業外収支を合わせた経常利益は474万3,453円となりました。この経常損失に特別利益4,737万8,023円と特別損失3,057万8,301円の収支差引き1,679万9,722円を合わせた当年度純利益は、1,205万6,269円となりました。

当年度純利益を前年度繰越欠損金10億617万2,876円に埋め、当年度未処理欠損金は9

億9,411万6,607円となります。

以上の科目別明細については、収益費用明細書を20ページから21ページに添付しておりますので、後刻ご高覧賜りたいと存じます。

次に、2ページにお戻りください。

資本的収入および支出の説明を申し上げます。

上段の収入について、資本的収入全体で、予算額の合計欄3億2,990万3,000円に対して決算額は2億9,250万5,176円で、3,739万7,824円の減となりました。この減は、建設改良費の一部を翌年度へ繰り越すことによりその財源である企業債が令和5年度での財源となることから、令和4年度決算上の収入としては不要となったことが要因です。決算額の内訳は、企業債9,200万、補助金1億9,232万4,300円、負担金998万876円です。

続いて、下段の支出について、資本的支出全体で、予算額の合計欄4億5,851万7,000円に対して決算額は4億2,033万577円となりました。翌年度への繰越額を建設改良費2,842万円とし、差引き976万6,423円が不用額となりました。決算額の内訳は、建設改良費1億4,505万6,830円、償還金2億7,527万3,747円です。

なお、資本的収入が資本的支出額に対し不足額1億2,782万5,401円は、過年度分損益勘定留保資金1億2,644万6,770円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額137万8,631円で補填いたしました。

建設改良費における主要事工の概要6件については12ページに、その他添付資料といたしまして、4ページに剰余金計算書、6ページから7ページに貸借対照表、9ページから17ページに事業報告書、19ページにキャッシュフロー計算書、20ページ以降に附属明細を添付しておりますので、ご高覧賜りますようお願いいたします。

以上、議案第54号 令和4年度玉城町下水道事業会計決算の認定の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご了承賜りますようお願いいたします。

○議長（風口 尚） 以上で提案理由の説明は終わりました。

ここで、10分間の休憩をいたします。

（午前11時06分 休憩）

（午前11時17分 再開）

○議長（風口 尚） 再開いたします。

次に、監査委員に決算審査の結果報告を求めます。

大西監査委員。

○監査委員（大西 栄） 監査委員、大西。

それでは、今定例会において一括上程されております議案第45号ないし議案第54号までの令和4年度玉城町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について並びに各企業会計の事業決算の認定について、お手元の報告第8号、第9号により決算審査の結果をご報告申し上げます。

決算審査は、去る6月28日から7月12日までの間にわたり、前川さおり委員とともに

行いました。

初めに、議案第45号ないし議案第50号、令和4年度玉城町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算に係る決算審査の結果についてご報告申し上げます。

報告第8号 玉城町一般会計及び特別会計決算審査意見書をご覧ください。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により町長より審査に付されました一般会計及び特別会計の決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産及び基金の運用状況を示す書類につきまして審査を行いました。以降、意見書に沿って説明をいたします。

1ページ、2ページには審査結果の概要を記載していますが、いずれの書類も関係法令に基づいて、その計数は関係諸帳簿、証票書類等を照会いたしました結果、正確であり、予算の執行につきましても適正に処理されているものと認めた次第であります。

公有財産、物品機器につきましては11ページから13ページに記載していますが、その運用管理につきましても、適正に処理されているものと認めた次第であります。

審査の結果につきましては、2ページに記載しております。特に働き方改革の一環として有給休暇の取得や時間外勤務の縮小など、職員の勤務状態の見直しを継続して推進していますが、事務処理量の増加や職員の仕事に対する考え方の変化も勘案し、適正な人員の確保や配置に努めていただきたいと思います。また、職員の中途退職も多いことから、職員が定着する環境の改善や新規採用職員を育てる土壌づくりも必要ではないかと思われます。

3ページには一般会計及び各特別会計の総額を記載しております。4ページには一般会計の財政収支の状況を、5ページから8ページには歳入の状況を、また9ページから10ページには歳出の状況を記載しております。

決算額並びに決算状況につきましては、先ほど町長、会計管理者から説明がありましたので、割愛をさせていただきます。

8ページをお開きください。

歳入の根幹ともなる町税収入全体は、前年度と比べ1.4%の増となりましたが、法人町民税では8.2%の減となっております。これは法人税割が令和3年度の実績に課税されるもので、コロナの影響が大きいと思われます。本年度は固定資産税など125万8,743円の不納欠損処分を行った結果、町税の収入未済額は2,334万7,130円となっております。収納率は98.8%で、前年度を0.1ポイント上回りました。

町税は自主財源の根幹財源であり、未済額の解消や収納率の向上は自主財源の増加につながるものであり、加えて住民間の公平性を維持する上からも着実な収納業務に一層の努力を期待するものであります。

次に、歳出の状況であります。9ページをお開きください。

執行率は94.7%で、各科目の歳出内容につきましては、経費の節減に努力し、計画的に事業が推進されております。

予算の執行はおおむね適正に処理されておりますが、工事、業務委託の契約並びに備品購入等において安易な特命随意契約は避け、適切な会計処理を望むものであります。

不用額の予算現額に占める割合は2.7%となっており、予算作成段階での予測困難性はあるにせよ、苦しい財政状況の中、予算の見積りは可能な限り精緻に行うことを望むものであります。また、翌年度繰越額は予算現額で2.6%を占めており、国の補助事業管理などで翌年度繰越しはやむを得ないものの、会計年度内での処理が原則であることに留意されたい。

次に、玉城町国民健康保険特別会計をはじめ5事業の特別会計について審査を行い、その結果を決算審査意見書の14ページから20ページに記載しております。

いずれの書類も関係法令に基づいて作成されており、その計数は関係諸帳簿類と照合しました結果、いずれの会計も正確に処理されていると認めた次第であります。

14ページからの国民健康保険特別会計では、コロナ下における物価高騰等に直面している被保険者への影響を考慮し、財政調整基金の取崩しを行い、保険料率を前年度と同率としております。なお、保険料調整額の6.4%が未収となっており、健全な保険制度の運営は、保険者の公平性の保持の上からも未収金対策をしっかりと講じられるよう望むものであります。

また、歳出の大きな割合を占めている保険給付費は年々増加しており、引き続き保健事業に力を入れ、町民の健康保持に努められたい。

17ページの山村振興特別会計では、ふれあいの館は開設から20年以上が経過し、老朽化に伴いボイラーなどの機器が故障し、休業を余儀なくされる事態となりました。今後施設管理には十分に配慮し、また、ふるさと味工房アグリとの相乗効果を図り、魅力ある施設として事業の積極的な経営を望むものであります。

18ページの農業集落排水事業特別会計は、令和5年度より下水道事業会計の一セグメント、部分となることから、公共下水道と併せて健全経営に取り組まれることを望みます。

なお、介護保険特別会計については19ページ、後期高齢者医療特別会計につきましては20ページに、その詳細を記載しておりますので、ご覧ください。

続きまして、議案第51号 令和4年度玉城町病院事業会計決算の認定について、ないし議案第54号 令和4年度玉城町下水道事業会計の決算の認定について、決算審査の結果をご報告申し上げます。

報告第9号 玉城町公営企業会計決算審査意見書をご覧ください。

この4事業会計の決算につきましては、各事業が公営企業の基本原則にのっとり運営されているかどうかについて慎重に審査をいたしたところであります。

審査の結果、各事業会計決算並びに決算諸表は、いずれも地方公営企業法の諸規定及び会計原則に準拠して作成されており、かつ諸帳簿、書類を照合点検の結果、いずれも符合し、計数的にも正確であり、予算の執行も計画的、効率的に行われ、当該年度の実

績及び財政状況を適正に示していると認めた次第であります。

それでは、事業会計別に主立った点についてご報告申し上げます。

決算額並びに決算状況につきましては、先ほど町長、局長、課長から説明がありましたので、割愛をさせていただきます。

まず、病院事業会計は、2ページから8ページに記載しております。

年間外来者数は、前年度と比べ24.5%の減少をしていますが、新型コロナワクチン接種者1万1,350人を除外すると3.8%の増加となっています。医療収支比率は8.4ポイント減少していますが、主な要因は、発熱外来、PCR検査、新型コロナワクチン接種件数の減少などです。

玉城病院は、国民健康保険病院として地域医療の中心的役割を担い、玉城町の保健医療等の分野に大きく貢献しています。また、地域共生室とともに、併設の介護老人保健施設と連携して地域包括医療ケアの体制を強化し、地域のニーズに合わせた病院運営を行っています。経営においては、県下の自治体病院の中では、営業の根幹である医療収支比率で高い数値を実現しており、事業運営について努力がうかがえますが、総務省が推進する新公立病院改革プランを策定し、さらなる経営強化、機能強化を目指していただきたいと考えます。

また、患者さまへのサービス向上を最優先に、身代金要求型ランサムウェア等のサイバー攻撃対策も十分行い、会計待ち時間の解消と職員の負担軽減を図るため、早期に電子カルテシステムの導入を検討願いたい。

今後も引き続き町民から信頼される地域の拠点病院として、きめ細かな事業運営が行われることを期待いたします。

次に、9ページから15ページに水道事業会計を記載しています。

水道事業会計では、安定的かつ効率的な給水を確保するため、年度計画に基づく配水管布設工事や老朽化に伴う配水管更新工事を継続して実施しております。前年度の営業収支比率は108.5%となり、前年度と比較すると9.5ポイント減少しています。これは電気料金高騰による動力費の増が大きな要因と思われます。また、平成28年度に策定した上水道事業経営戦略の改訂時期が近づいており、公営企業としての理念に基づいた安全・安心な水道水の供給を行うとともに、強靱で持続できるサービスの確保に努められたい。

次に、16ページから26ページに介護老人保健施設事業会計を記載しております。

ケアハイツ玉城は、5つの事業のうち施設営業、通所、訪問看護、訪問介護の事業において前年度実績を上回ったものの、営業収支は前年度比較で4.7ポイント減少しております。これは事業の約3分の2を占める施設営業事業で3,089万2,000円の営業損失を計上していることが赤字の大きな要因であります。施設営業業務では、常時ほぼ満床の中で運営されていますが、効果的な事業運営が難しいなど、構造的な要因で営業損失を余儀なくされております。また、令和2年から続いているコロナ禍の影響で、稼働率の

低下や収益減少の一因になったと思われます。

今後も介護保険施設の目的である在宅復帰、在宅生活支援に向け、引き続き施設従事者の体制を確保し、利用者一人一人の目標に沿ったサービスの提供と質の向上に努め、施設の利用率を高めるとともに、経営の安定に取り組まれることを望むものであります。

次に、27ページから32ページに下水道事業会計を記載しております。

下水道事業会計は、令和4年5月から経営戦略に基づく料金改定を実施しており、使用料収入は前年度比較で21.3%の増加となっております。しかしながら、依然として補助金に依存する経営を強いられていることから、引き続き公営企業の理念にのっとった経営改善を継続されたい。

最後に、全ての公営企業会計を通じて、行政の公平性と公営企業としての経営の健全性維持の観点からも未収金の徴収に特段の努力を望むものであります。

以上で公営企業会計決算審査の結果報告といたします。

ただいまご報告申し上げました一般会計、各特別会計並びに各企業会計決算審査の詳細につきましては、審査意見書をご高覧いただきますようお願いをいたします。

また、財政健全化法が施行されたことに伴い、令和4年度決算に基づく財政健全化比率についても審査をいたしました。いずれの会計も良好であると確認した次第であります。審査の結果につきましては、報告第10号 審査報告書をご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和4年度一般会計、各特別会計、各公営企業会計の決算審査報告といたします。

○議長（風口 尚） 以上で監査委員の報告は終わりました。

◎日程第16 議案第55号

○議長（風口 尚） 次に、日程第16 議案第55号 町税条例の一部改正についてを議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第55号 町税条例等の一部改正について提案理由を申し上げます。

本条例は、地方税法の一部改正に伴い、森林環境税の賦課徴収方法の規定整備を行うとともに、その他所要の規定の整備を行うため条例を改正しようとするものであります。

なお、詳細は、税務住民課長から説明をいたさせます。よろしく申し上げます。

○議長（風口 尚） 税務住民課、山下課長。

○税務住民課長（山下 健一） 税務住民課長、山下。

それでは、議案第55号 町税条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

今回の地方税法の改正は、おおむね森林環境税の導入に伴う改正と、令和4年3月に発生した一部の自動車メーカーによる燃費性能及び排ガス規制に係る不正行為の再発防

止のための改正でございます。

森林環境税は、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度に森林環境譲与税とともに創設された国税であり、今回の改正でその徴収方法が規定され、令和6年度から課税されるものでございます。

税額としましては、年額1人当たり1,000円でございますが、平成26年度より東日本大震災からの復興に係る臨時特例として1人当たり年額1,000円が課税されておりましたが、この特例が令和5年度までとなっておりますので、納税者の負担としましては今と変わらないということになります。

それでは、条例改正の要旨につきまして、議案補足資料の条例改正新旧対照表に基づきご説明を申し上げます。

なお、地方税法の一部改正等で条項などがずれたことにより町税条例の改正をするものは、説明を省略させていただきます。

それでは、新旧対照表1ページをご覧ください。

条例第34条の9の改正は、森林環境税の導入に伴う改正で、配当割額または株式譲渡所得割額の控除に関する規定でございます。今回の改正は、控除し切れなかった金額をもって納付する税目として、現在は町民税と県民税が規定されておりますが、これに森林環境税を追加するものでございます。

次に、1ページから2ページにかけての第36条の3の2の改正でございますが、個人の町民税に係る規定で、給与所得者の扶養親族等申告書の記載内容を簡素化するものでございます。

続きまして、3ページをお願いします。

第38条につきましても森林環境税の導入に伴う改正で、森林環境税を個人町民税と併せて賦課徴収する旨が規定されるものでございます。

同ページ第41条、第44条、5ページに行きまして47条、47条の2、そして6ページの47条の6は、それぞれ給与所得からの普通徴収、特別徴収、年金所得からの普通徴収、特別徴収、それから森林環境税を賦課徴収する旨が規定されるもの、過誤納付金が発生した場合の取扱いなどの規定でございます。

次に、7ページをお願いします。

7ページから8ページの附則第15条の2及び第16条の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の規定で、納付不足額に対する加算割合の引上げでございます。これは冒頭申し上げました令和4年3月に発覚した一部の自動車メーカーによる燃費性能及び排ガス規制に係る不正行為は、環境性能により優遇を行う税制措置の根幹を揺るがすものであり、社会的影響も大きいことから、再発防止を強化する目的で地方税法が改正されました。この不正行為は、トラック及びバスに係るものであったため、軽自動車税への影響はございませんでした。

以上が主な改正点でございます。

上位法の改正に合わせての一部改正でございます。何とぞご理解を賜りご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（風口 尚） 以上で提案理由の説明は終わりました。

◎日程第17 議案第56号ないし議案第61号

○議長（風口 尚） 次に、日程第17 議案第56号 令和5年度玉城町一般会計補正予算（第5号）ないし日程第22 議案第61号 令和5年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第56号 令和5年度玉城町一般会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ6,400万円を追加し、予算総額71億3,065万2,000円とするものであります。

歳入の主なものとしたしましては、課税額の確定に伴い固定資産税の減額、また、地方交付税については普通交付税額の算定により増額計上、国庫支出金では衛生費国庫負担金において新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金を増額計上のほか、事業費等の内示により増減をしております。

県支出金では、民生費県補助金において、みえ子ども・子育て応援総合県補助金を新規計上のほか、農林費県補助金において事業費等を増額計上し、総務費県委託金では県議会議員選挙事務委託金を減額計上しております。

繰入金では、ふるさと応援基金繰入金を増額計上し、繰越金につきましては額の確定により増額計上を行いました。

町債については、臨時財政対策債等の精査による減額、農林災害に係る農林災害施設災害復旧事業債を追加計上しております。

歳出につきましては、人事異動に伴う人件費等を各科目で調整しております。

総務費では、総務管理費において、南城市との姉妹都市盟約締結に係る必要経費の追加計上のほか、交通安全対策工事請負費を増額計上、徴税費では個人及び法人に係る還付金の発生により過誤納還付金を増額計上、選挙費では県議会議員選挙費の精算のほか、町議会議員選挙費を増額計上しております。

民生費では、児童福祉費において保育所の修繕料、保育システム用タブレット等追加購入のため増額計上、衛生費では新型コロナ予防接種実施に係る委託料、家庭用太陽光発電システム設置等補助金及び家庭用蓄電池設置補助金を増額計上しております。

農林水産費では、認定農業者の農業機械導入に対する農業機械購入助成事業補助金、世古坂本1群地区実施計画策定業務に係る農林地域防災減災事業業務委託料等を増額計上。

商工費では、田丸城跡石垣ライトアップ事業委託料、温泉設備の修繕に伴い山村振興事業特別会計繰出金を増額計上。

土木費では、道路橋梁費における道路維持修繕事業の増額、土地購入費を追加計上しております。

また、住宅費では、空家等に対する住宅対策費を増額計上しております。

教育費では、小学校及び中学校で修繕を増額計上、社会総務費において石仏庵周辺地形測量のため文化財測量業務委託料を追加計上。

災害復旧費では、先般の6月豪雨災害により農業用施設の災害復旧に係る経費を計上し、諸支出金では、下水道事業会計繰出金、国・県への過年度返納金を補正しております。

なお、詳細につきましては、副町長から説明させます。

次に、議案第57号 令和5年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、主に人事異動に伴う人件費及び法改正によるシステム改修に係る経費の補正を行うものです。

歳入では、前年度県補助金の精算に伴う追加交付金9万4,000円、一般会計繰入金204万6,000円、保険基盤安定繰入金1,000円をそれぞれ増額しています。

歳出では、総務費において一般職及び会計年度職員に係る人件費、電算委託料、合わせて204万6,000円の増額、諸支出金では、前年度実績に基づく県支出金の返還金の増額、予備費へ6万9,000円を計上し調整を行いました。

歳入歳出それぞれ214万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億6,100万9,000円とするものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第58号 令和5年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、修繕料と維持補修に伴う工事請負費を計上するもので、歳入歳出それぞれ1,200万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6,321万9,000円とするものであります。

なお、詳細については、産業振興課長から説明をさせます。

次に、議案第59号 令和5年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、主に職員の人件費及び前年度決算に伴う補正を行うものであります。

歳入では、交付決定による国庫補助金342万5,000円の増額、職員人件費の補正に伴い、国・県補助金、支払基金交付金及び一般会計繰入金の増減及び前年度繰越金を2,084万6,000円増額計上するものであります。

歳出では、総務費において一般職に係る人件費20万2,000円の増額、地域支援事業費では人件費の補正により127万8,000円の減額、諸支出金では前年度実績に基づく国・県支出金、支払基金交付金の返還金、合わせて2,257万8,000円の増額、予備費へ175万9,000円を計上し、調整を行いました。

歳入歳出それぞれ2,326万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億3,238万円とするものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第60号 令和5年度玉城町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、職員給与費等に係る人件費及び建設改良費における補正となります。

収益的収入は、133万2,000円を増額し、水道事業収益の予算総額を3億1,793万4,000円とし、収益的支出は、972万4,000円を減額、水道事業費用の予算総額を2億8,350万6,000円とするものです。

また、資本的支出では、1,396万2,000円を増額し、予算総額を2億712万5,000円とするものです。

なお、詳細は、上下水道課長から説明をさせます。

次に、議案第61号 令和5年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、職員給与費等に係る人件費、一般会計からの補助金及び建設改良費における補正となります。

収益的収入は、352万9,000円を増額し、下水道事業収益の予算総額を6億1,220万3,000円とし、収益的支出は、136万9,000円を増額、下水道事業費用の予算総額を6億1,004万3,000円とするものです。

また、資本的収入は、2,487万9,000円を増額し、収入の予算総額を4億224万円とし、資本的収支は、3,324万3,000円を増額、支出の予算総額を5億6,953万8,000円とするものです。

また、詳細につきましては、上下水道課長から説明をさせます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（風口 尚） 提案理由の説明の途中ですありますが、ここで昼食のためいたします。午後は1時から再開いたします。

（午前11時49分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（風口 尚） それでは、再開いたします。

昼食前に引き続き、提案理由の説明を続けます。

田間副町長。

○副町長（田間 宏紀） 副町長、田間。

議案第56号 令和5年度玉城町一般会計補正予算（第5号）について、補足説明を申し上げます。

予算書に沿って説明をいたしますので、1ページのほうをお願いします。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ6,400万円を追加し、予算総額を71億3,065万2,000円とするものでございます。

同条第2項に規定する3ページからの第1表歳入歳出予算補正につきましては、11ページから予算に関する説明、事項別明細書により説明をさせていただきます。

第2条及び第3条につきましては、8ページからの第2表、第3表にて説明をいたしますので、8ページのほうをお開きいただきますようお願い申し上げます。

第2表繰越明許費につきましては、10款教育費、4項社会教育費、玉城町中央公民館改修事業2億2,160万円は、6月入札が不調になったため3月末事業完了が見込めないことから繰越明許の手続をお願いするものでございます。

次に、第3表地方債補正、1、追加、9、災害復旧事業債につきましては、先般6月2日の豪雨災害により勝田、宮古地区をはじめ計8か所の被災箇所の農林業災害復旧費用に充当する起債で、今回220万円を追加するものでございます。

次ページ、2項1、公共事業等債につきましては、道路メンテナンス事業費の精査により760万円を減額し、補正後限度額を7,410万円、8、臨時財政対策債につきましては、交付税と連動し算定額の確定により1,270万円を減額し、補正後限度額を3,920万円とするものでございます。

それでは、歳入の主なものから説明をいたします。

13ページをお願いします。

1款町税、2項1目固定資産税においては、現年課税の調定に伴うもので896万2,000円の減額、固定資産税の補正後予算額を10億789万2,000円としています。これらはおおむね半年以降後による軽減措置額の額の確定によるものでございます。

同款3項2目軽自動車税種別割では、軽自動車台数が増加したことにより200万8,000円を増額計上いたしております。

12款1項1目地方交付税は、普通交付税の算定額確定により3,843万6,000円を増額し、18億443万6,000円といたしております。今年度の算定につきましては、基準財政収入額の増があるものの、基準財政需要額にて地域デジタル社会推進費の増、臨時財政対策債への振替相当額の減など、需要額増によるものでございます。

次に、16款1項2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金にて、ワクチン接種回数等の増に伴い接種経費806万7,000円を増額計上であります。

14ページをお願いします。

同款2項4目土木費国庫補助金、1節道路メンテナンス事業費国庫補助金は、事業費

等の内示精査により624万2,000円の減額となります。6目災害復旧費国庫補助金は、第3表地方債補正で申しあげました6月豪雨災害に係る農林水産施設災害復旧費国庫補助金に75万2,000円を新規計上をいたしております。

次ページ、17款2項2目民生費県補助金では、子育て世帯の経済的負担軽減の、みえ子ども・子育て応援総合県補助金が、当初予算にて今年度創設した小中学校入学祝い金及び1か月健康診査受診費助成事業へ内示がありましたので、新規に400万円を計上をいたしております。4目農林費県補助金の土地改良事業費県補助金400万円は、農村地域防災減災事業の世古坂本ため池1群地区整備に係る経費の補助金内示により増額計上。

同款3項1目総務費県委託金、4節県議会議員選挙事務委託金は、精算により減額。

20款繰入金、1項1目ふるさと応援基金繰入金500万円につきましては、農業者支援のための農業機械購入造成事業補助金、田丸城跡ライトアップ事業、文化財調査測量業務委託料に充当するため繰入れ。

次に、21款1項1目の繰越金につきましては、令和4年度決算額の額の確定に伴い、補正額3,788万2,000円を増額し、前年度繰越額を1億788万2,000円といたしたところでございます。

16ページをお願いします。

22款諸収入、5項2目過年度収入については、介護保険及び障害者関係事業など前年度精算に伴うもので、国庫・県支出金合わせて169万3,000円を増額計上。

23款町債につきましては、第3表地方債補正で申しあげました土木債、臨時財政対策債の減額及び災害復旧事業債の追加計上をいたしたところでございます。

次に、歳出の説明を申しあげますが、歳出の各費目における正規職員の人件費関係につきましては、4月1日付の人事異動、昨年度末退職者に関する人件費等の精査、また会計年度任用職員に係る人件費を各科目にて補正調査をいたしたところでございます。

以上の点につきましては、各科目にわたり補正をいたしておりますので、説明は省略をさせていただきます。ご了承願います。

それでは、17ページの1款議会費、2款総務費の人件費は省略いたしまして、歳出の主なものを説明を申しあげます。

18ページをお願いいたします。

2款総務費、1項5目財産管理費、10節需用費修繕料150万円につきましては、役場庁舎空調設備修繕等に係る費用を増額計上。次に、6目企画費226万円は、沖縄県南城市との姉妹提携に係る経費を説明欄記載のとおり追加計上をいたしております。同ページ下段から次ページにかけての7目交通安全対策費では、14節工事請負費にて通学路区画線整備工事請負費1,300万円の増額、次ページの15節原材料費では、カーブミラー等安全対策資材の追加購入、ほか合わせて100万円を増額計上をいたしております。9目諸費151万6,000円は、学校、地元要望のあった防犯灯、防犯カメラ設置工事請負費及び特殊詐欺対策機器等購入補助金、防犯カメラ設置補助金の増額計上でございます。

20ページをお願いします。

同款2項徴税費、2目賦課徴収費、22節の過誤納還付金において、個人及び法人町民税等に係る還付金を350万円増額計上いたしておるところでございます。

次に、21ページの4項選挙費、3目は4月に行われました三重県議会議員選挙の事業執行精算により639万1,000円の減額、4目町議会議員選挙71万3,000円を説明欄記載のとおり増額計上。

22ページをお願いします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費では、27節操出金で国民健康保険、介護保険特別会計へ各費目間繰出し調整し、427万9,000円を減額計上しています。

次ページ、同款2項1目児童福祉総務費における10節修繕料116万9,000円は、田丸保育所遊戯室屋上防水修繕、17節備品購入費199万9,000円は、保育システム利用タブレットの追加購入に係る経費の計上でございます。2目児童福祉施設費において、17節備品購入費で下城田保育所給食室の業務用冷蔵庫、田丸保育所の砂場メッシュカバー更新のため137万3,000円を増額計上いたしております。

次に、24ページから25ページにかけての4款衛生費1項2目予防費につきまして、12節委託料で9月からの新型コロナウイルスワクチン接種の実施に対しての経費ほか、合わせまして811万6,000円を増額計上しています。3目環境衛生費では10節需用費300万円の減額につきましては、町指定ごみ袋の購入単価契約に伴う精算、18節は一般家庭太陽光発電設備設置のための補助金、家庭用蓄電池設置に対する補助金を実績、今後の要望見込みにより110万円増額計上でございます。

26ページをお願いします。

6款1項3目農業振興費、18節農業機械購入助成事業補助金につきましては、多くの申請をいただいたことから、ふるさと応援給付金を活用し500万円増額、拡充を図るものでございます。5目農地費においては、10節修繕料100万円で勝田1号排水路応急復旧、12節農村地域防災減災事業業務委託料400万円は、国庫補助金増額により、ため池整備の世古坂本1群地区実施計画策定業務について増額、15節原材料費80万円及び18節の町単土地改良事業補助金140万円につきましては、朝久田、宮古地区のほか地元要望に伴うもので増額計上をいたしております。

次ページ、7款1項商工費、2目商工振興費においては、12節でふるさと応援給付金を活用し、例年冬に実施しております田丸城跡石垣ライトアップ事業に対しまして165万円増額、27節山村振興事業特別会計操出金につきましては、アスパア玉城ふれあいの館の温泉設備修繕などに係る費用1,093万円を増額計上いたしております。

28ページをお願いします。

8款土木費、2項2目道路維持修繕費においては、道路メンテナンス事業の補助金減額に伴う事業費厳格精査と地元要望に伴う道路補修事業の増額で、10節修繕料300万円、12節委託料440万、14節道路維持補修工事請負費3,670万円を増額計上いたしております。

3目道路新設改良費では、単独の町道新田町第16号線ほか、道路改良事業分で12節登記委託料280万円増額、16節土地購入費780万円の増額でございます。

次に、同款3項1目河川総務費、10節修繕料は、準用河川の維持管理費用200万円の増額、次ページ、同款5項2目住宅対策費、18節220万7,000円は、実績、今後の要望見込みにより空き家リフォーム事業補助金ほか各種補助金を増額計上いたしております。

30ページをお願いします。

9款1項2目非常備消防費は、7節で実績による消防団員退職報奨金の増額、10節消耗品費36万5,000円は、消防団員安全装備品整備事業助成金を活用した装備品購入のための増額。

次ページ、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、10節修繕料422万1,000円は、田丸小学校多目的ホール修繕のほか各小学校の修繕経費の増額、13節教育パソコン賃借料150万6,000円は、小学校学習用パソコンの配備台数増により増額計上でございます。

同款3項中学校費、1目学校管理費では、10節にてシロアリ緊急対応修繕のほか修繕料として142万7,000円の増額、13節では中学校学習用パソコンの配備台数を小学校との調整により小学校増額分と同額を減額をいたしたところでございます。

32ページをお願いします。

2目教育振興費、18節は東海大会、全国大会等に出場した生徒、教職員分、合わせて18万8,000円の増額計上。

次ページ、同款4項社会教育費、3目文化財費、12節委託料170万4,000円は、原地区にある石佛庵周辺の文化財調査を行いたく測量業務委託料を新規計上、15節原材料費は、田丸城跡の維持補修材料費100万円の増額。

同款5項2目保健体育施設費、10節修繕料においては、総合グラウンドトイレの電源改修、お城広場ナイター設備の修繕経費の計上でございます。

33ページ下段から34ページにかけての11款災害復旧費、2項1目農業用施設災害復旧費につきましては、第3表地方債補正でも説明をいたしました、さきの6月豪雨に係る復旧費用で545万3,000円を説明欄記載のとおり新規に計上をいたしたところでございます。

13款諸支出金、1項4目下水道事業会計支出金354万7,000円につきましては、公共下水、農業集落排水事業別、また3条、4条会計区分別に繰出金を補正したところでございます。

同款2項諸費、1目国庫支出金返納金539万6,000円及び2目県支出金返納金153万円は、前年度分の新型コロナウイルスワクチン接種事業の精算と過年度分の民生費関係補助事業の精算に係る補助金返還分の計上でございます。

14款予備費は、財源調整で44万5,000円を減額し、補正後予算額を3,333万4,000円といたしたところでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りま

すようお願いを申し上げます。

○議長（風口 尚） 産業振興課、里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長、里中。

それでは、産業振興課が所管いたします議案第58号 令和5年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

それでは、7ページをお開きください。

2、歳入の5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、歳入の合計金額から繰越金を差し引き、一般会計より1,093万円を繰り入れようとするものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

3、歳出の1款管理運営費、1項管理運営費、1目管理運営費、10節需用費、修繕料の増額730万円は、平成29年度から使用しています源泉をくみ上げるための水中ポンプに係るもので、14節工事請負費、維持補修工事の増額470万円は、平成28年度から使用しています給湯器に係るもので、現在3基の給湯器がございまして、そのうち1台のものに係るものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚） 上下水道課、山本課長。

○上下水道課長（山本 陽二） 上下水道課課長、山本。

それでは、所管いたします2議案について補足説明いたします。

議案第60号 令和5年度玉城町水道事業会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

1ページから2ページをお願いします。

1ページ下段、収益的支出は、1款水道事業費用、1項営業費用において人件費を減額、次ページ、第4条、予算に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費の金額として、1、職員給与費を933万6,000円減額補正するものとしています。また、2ページ、資本的支出につきましては、1項建設改良費において山岡水源地及び各配水池施設の機械・電気設備の取替工事につき増額補正をお願いするものであります。

詳細については、3ページから4ページをお願いいたします。

収益的収入、2項営業外収益、4目長期前受金戻入で35万9,000円の増、3項特別利益、賞与引当金及び法定福利費引当金戻入は、6月賞与に係る引当金の戻入として97万3,000円の増、合わせまして事業収益総額3億1,793万4,000円とするものです。

下段、収益的支出では、1項営業費用、1目原水費では、修繕費において水源地非常用発電機始動用蓄電池取替工事を建設改良費に組替えをし、合わせまして189万8,000円の減、2目配水費では、執行見込みを予定し129万5,000円の増額計上、合わせまして事業費用総額2億8,350万6,000円とするものです。

続きまして、4ページ下段、資本的収入及び支出をお願いします。

資本的支出について、1項建設改良費において2目原水及び配水施設費を新設し、水源地非常用発電機始動用蓄電池取替工事を組み替え、また、山神加圧ポンプ場送水ポンプ取替え等による更新工事を新たに計上しております。これは当初、営業費用の修繕費として維持を目的に一部計上しておりましたが、電気・機械設備資産の能力を高め、耐用年数を延長させるために支出するものとなるため、精査の上、工事請負費1,196万8,000円を補正計上し、そのほか合わせまして資本的支出総額を2億712万5,000円とするものです。

以上、議案第60号の補足説明といたします。

続きまして、議案第61号 令和5年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

1ページから2ページをお願いします。

1ページ、第2条収益的収入は、1款下水道事業収益、2項営業外収益において一般会計からの補助金を増額、また、収益的支出については、1款下水道事業費用、1項営業費用において人件費を増額し、次ページ、第5条予算に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費の金額、1、職員給与費を343万5,000円増額補正するものであります。

戻りまして、1ページ、第3条資本的収入では1項企業債、2項補助金を増額、資本的支出については1項建設改良費において増額補正するものであります。

詳細については3ページから4ページをお願いします。

収益的収入、2目他会計負担金及び補助金で369万3,000円の増、そのほか合わせまして事業収益総額6億1,220万3,000円とし、収益的支出では、1目管渠費、公共下水道マンホールポンプに係る修繕費57万円増、2目処理場費、農業集落排水処理場機械設備の修繕費を一部建設改良費に組替え200万円の減、3目総係費は、先ほど申しあげました人件費の増、6目資産減耗費では、農業集落排水事業処理場機械・電気設備の改修に伴う固定資産除却費を計上し、合わせまして事業費用総額を6億1,004万3,000円とするものであります。

続いて、4ページ、資本的収入及び支出をお願いします。

資本的収入、1目下水道事業債、公共下水道事業債及び農業集落排水事業債は、建設改良工事費の増額に伴うものであり、また、1目国庫補助金は、公共下水道に係る国の内示額により増額計上し、そのほか合わせまして資本的収入総額4億224万円とし、資本的支出につきましては、工事請負費、1目管路施設費で前年度、公共下水道管渠工事の舗装復旧費を増額し、2目処理場施設費では、農業集落排水事業処理場機械設備改修工事を増額しております。

また、処理場施設費における修繕費については、営業費用で執行を見込んでおりました修繕費を建設改良費として組み替え、農集処理場機械・電気設備修繕を3件追加補正

しております。これら合わせまして資本的支出は総額5億6,953万8,000円とするもの
あります。

以上、議案第61号の補足説明といたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよ
うお願いいたします。

○議長（風口 尚） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

明日6日は午前9時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行いますので、定刻
までにご参集願います。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(午後1時28分 散会)